(1)	テオリア	№.13 2013年10月10日号
	θεωρια	発行 研究所テオリア 東京都千代田区内神田1-17-12
定価 350円 毎月10日発行 定期購読料 年間 4000円 半年 2000円 郵便振替口座 00180-5-567296研究所テオリア	77777	勝文社第二ビル101 ■& 2 0 3 - 6 2 7 3 - 7 2 3 3 ホームページ http://theoria.info E-mail:email@theoria.info

## 雇用「規制緩和」で何が進むのか



再稼働進める原子力規制委員会に抗議=9月11日

四谷区民ホー -3 -3
オリア論集1 世界金融恐慌のカラクリを暴く ――D・ハーヴェイ『資本の(謎)』を中 定価 500円 発行 研究所テオリア
<b>昭紹介</b> 「規制改革」で何が進んでいるのか 4~ 外代さんに聞くいるのか 2~
ダウンシフターズ ない、 ない、 ない、 ない、 ない、 ない、 ない、 ない、
ーシックインカム
→時半~4時半 午後1
会員500円
10月6日间午前11時~

テオリアは古典ギリシャ語 $\Theta \epsilon \omega \rho \iota \alpha$ に由来する観察・省察などを意味する言葉。理論(theory)の語源です。

№.13 2013年10月10日号

テオリア



だった。 とが12年派遣法改正の柱 医療、製造を除く一般業務 され、 遣も認めた。1999年、 遣切り」にも遭った。実際 る者」も含まれていて「派 年を超えて雇用が見こまれ 録型は37%と言われている 派遣の63%は常用型で、登 登録型派遣こそが「日雇い があったとき派遣会社が経 派遣会社に登録しておく 禁止、違法派遣を受け入れ 業務に限って例外的に認め 派遣対象業務が原則自由 切って85年派遣法がつくら が、常用型といっても「1 事がなくても賃金や保険な 雇用契約しているので、仕 型派遣を原則禁止にすると の不安定雇用を派遣労働者 派遣」「派遣切り」など究極 紹介するというもの。この 歴やスキルにあった仕事を 派遣の仕事を希望する人が りにくいですね。 みみなし制度の新設(施行 た派遣先の労働契約申し込 も派遣可能となった。専門 にもたらした。だから登録 型があります。登録型は、 れたとき、専門職の13業務 に多くは登録型で、トラブ に限定したものの登録型派 こ保障されているタイプ。 労働者側の反対を押し 相談が圧倒的に多い。 常用型は派遣会社と常時 派遣労働 派遣先から仕事の受注 派遣には登録型と常用 派遣労働は複雑で分か 建設、 港湾、警備、 ~ の 歯止めと逆転 道労働者を<br />
変更しても3年 とするとした。現行では派 務」ではなく「人」を単位 して派遣期間の上限は「業 よる期間制限をなくす。そ 派遣期間制限のない専門業 を「無期雇用」とする、<br />
② し報告は、①「常用雇用」 閇鳥 が<br />
遣労働者に<br />
直接雇用を<br />
申 働かせた場合は、 派遣先が ないということ。3年以上 の意見を聞かなければなら ないときは過半数の代表者 とは、1年を超えるにあ 受け入れ<br />
期間は<br />
原則<br />
1年 を除く<br />
一般業務派遣の派遣 20業務(12年から28業務) るという前提のもと、専門 時的・一時的な働き方であ は製造業派遣も解禁。それ 化するという本末転倒の法 られた派遣が、例外を自由 ました。 処遇義務などが盛り込まれ 3年後)、賃金等待遇の均衡 傍を廃止し、業務の差異に 傍派遣なら継続して働かせ にって派遣先の労働組合、 以正がされ、2003年に そうすると会社は専門業 し込む義務が発生するとし (上限3年)が制定された。 しも、派遣は常用労働者(正 今回、 派遣業務3年規制を外す | 般業務派遣の原則1年 あり方研の見直 ならない現状もおきてい とした。 の労働者を受け入れられる 遣先の労使が合意すれば別 法の「5年・無期転換権」 という記事を読んだこと 派遣、実態は一般業務派遣 ると考え、契約は専門業務 て極めて有利であるが、有 よいとなる。派遣先にとっ ずっと派遣労働者に任せて 切られていたが、今後は派 を超えると派遣業務は打ち 続けてきた有期労働者の雇 書に新たに「5年上限」が を意識し、5年後の施行に 年につくったが、2年手前 えて働けば無期になった ぐわない、見直さなければ れた当初、専門的知識や経 なるので、どんな仕事でも い止めが始まっています。 向け、就業規則や雇用契約 がありますが。 の雇い止めが多くなった グなど、「専門」が実態にそ OA機器操作やファイリン ていた専門業務であるが、 養成が困難な業務に限られ 験を必要とされ、自社では た。また、派遣法が制定さ とみなす法律を2007 して、有期契約で2年を超 (1割以上含む)が広がっ に施行された改正労働契約 会社は業務の制限がなく 記されたり、長期に働き 日本でも、今年の4月 韓国でも非正規が急増 見直し案

(2)

派

る業務管理費(派遣労働者

社



不合理な差別は禁止とさ 間の有無が同じ、です。改 が同じ、②人材活用のしく 別禁止の適用要件は①仕事 ですか? 態が可視化され、いつ自分 遣労働者の雇用の安定や生 られ不十分なものとなりま ます。最終的には妥協させ ていて意見を言いましたか 全国ユニオンも連合に入っ の中でかなり修正されまし み・運用が同じ、③契約期 の原則的な考えが入ってい カはかなり押したのです との均等待遇なども入って 義務、派遣先会社の正社員 や派遣先会社との交渉応諾 案では登録型派遣原則禁止 ことを理由とする無期との 4月施行)では有期である 正労働契約法(2013年 ないということです。改正 入れば、との想いですね。 活用できるものが一つでも 活の向上につなげられる、 いましたが、最終的に国会 ても合理性があれば問題は が解雇され貧困に陥るか したが、そうであっても派 ら。最初の民主党案は連合 100対50とあったとし ート法に条文化された差 H 正規と非正規の格差が 連合案は原則的です。 上記①②が考慮要素と 民主党・社民党の連立 そのとき労働者側の 格差の合理性って何 派遣村で派遣労働の実 本型均等処遇ルールとは も格差是正のネックになっ 差には合理性があると判断 されました。いえば、 ります。経営側は格差には という差別感はあるし、非 えている。家族のなかに1 だって非正規で働くこと 強い。 対する見方は自己責任が根 キャンペーンが一方ではら うも変わったのですか? きた。いわば国民的支持で 族手当、食堂利用券など-と言いますが、ここがいつ 方を日本型均等処遇ルール 法の考え方と同じですね。 合理性があると言う。 がないというあきらめもあ 正規労働者自身にもしょう あっても「非正規だから」 れました。非正規労働者に は仕事する気がないという なくなっている。なぜこ れて、雇用体系への関心が 今アベノミクスにあおら 民主党政権になったのに、 分からないことが見えて 法は業務と関連がないもの されるということです。 人や2人はいる。そうで もあるでしょう。 ています。 が同じでなければ、その格 それでも、 については特段の理由が そうですね。この考え 女性や若者は50%を超 派遣村のときも、 いま非正規は35%を超 -交通費、 でも、自分の息子や娘 基本的に男女雇用均等 慶弔休暇、 改正労働契約 , 村 民  $\stackrel{(1)}{(2)}$ 家

テオリア

(3)

(4面へ続く)

ラ、技術職で長期に働いて きた人たちを退職勧奨に応 管理職ユニオン傘下のリ 解雇規制の緩和です。東京 がなくなったとき解雇でき リコーが強行している10万 コーユニオンは、株式会社 は限定された職種や勤務地 るとなることです。まさに 人のうちの1万人リスト 限定正社員の大きな問題

ミッド型の雇用体系は、95 ほぼ同じ割合でいるピラ と思います。一番上に正社 る。特に女性は限定正社員、 正社員、その下に非正規が 員がほんの少し、次に限定 非正規でしか働けなくなる 年日経連が提案した雇用の あり方そのものです。

位員制度はまさに<br />
正社員の がせざるをえない。<br />
限定正 にとき、女性は一般職を選 られない人は一般職とされ けられる<br />
人は総合職、<br />
受け こにでも異動と言われて受 います。明日にでも全国ど は間接差別だと認定されて **円管理(総合職、一般職)** こを要件とするコース別雇 ース別で格差を固定化す

りませんが。 にり前とされるのか、わか 側時間が限定だと格差が当 **万。なぜ、地域・業務・労 疋の働き方、だから賃金は** 灭 均等法で、転居を伴う転 社員より低いという働き 職種限定、労働時間限

動に応じることができるこ

限定正社員は地域限

どうなるか

水めているのですか? について、正規労働者化を かっていると思いますが。 た。徐々に、均等待遇に向 - 労働者側は、 雇用体系 って うな正社員の働き方はき と、そこですよね。今のよ 鴨 女性の立場から言う ない限り、相違させること

ては正社員化を方針に掲げ

ているところもあります。

は認められないとなりまし

2013年10月10日号

No. 13

いですかと聞くと、半々に 条件の格差は是正されない 員にならないと賃金や労働 当たり前、過重な責任・ノ 働き方(長時間労働、異動 現状だから、まずは正社員 ルマなど)はできないし、 分かれる。正社員のあんな したくない。一方で、正社 女性に正社員になりた

寺待遇の実現と非正規労働 ね。 連合は 2000 年に 均 鴨 一致していないです

石の組織化を掲げました。

ているのですか?

それとも均等待遇を求め

ある。 それは否定できない。

のてきました。産別によっ

し、均等待遇の実現と理由

になりたいという考え方も

ない有期解雇の禁止を求

ようということで、全国ユ 私たちはその方針を実現し

ーオンを結成し連合に加盟

限定正社員制 度で

№.13 2013年10月10日号	テオリア (4)
	(3面から続く) (3面から続く) しないからと倉庫業務の肉 や労働に異動させ、賃金を カットし、自ら辞めると言 アクットし、自ら辞めると言 アクシールでは、業務や勤務地 と武器に闘っています。リ マーユニオンの人たちもで と武器に闘っています。リ アーユニオンの人たちもで にも雇用が確保できないとなった のかうえで、それ でも雇用が確保できない、 でも雇用が確保できない、 のから続く) のが今の が今の です。限定正社
	員制度はこれとは異なる ルール、「職種・勤務地がなくなれば雇用は終 方働者側はどのように反撃 者の課題として規制緩和に、労 者の意識が分散化されたという たいる。というより、私は、
<b>中</b> (現顧問)・元電機連合委員	さない、ということです。 正社員の解雇が自由化されたら、これまで切ってもよ いかのように扱われ続けた 非正規労働者は切ってもよ い人になってしまいます。 解雇自由化は許せません。 解雇自由化は許せません。 を実現させた力は新自由主 義、規制緩和のやりすぎ だったと思います。働いても生活できない、 モノのように扱われ仕事も されることに対して、これ、 です
	本ワイトカラーエグゼン 本ワイトカラーエグゼン
たのも、経済の成長に伴っ のる組たのも、経済の成長に伴っ	プションも対象は年収70 の万以上、と言う。分かり にくいのは、大阪と東京と ての労働者の使い捨てだと 言い切るが、すべての労働 者の想いにすることができ るのか、問われる。 ― アベノミクスと復興 では、雇用が増えている失業率は下 いますか? ― 労働相談はどうです わっていない。 しても学働者の使い捨てだと では、雇用の不安定化は変 わっていない。 といっても、非 では、雇用の不安定化は変 たちは、すべ
働移動を妨げ、生産性に負 「(労働者の保護規制が労 「(労働者の保護規制が労	なのはなユニオンでは職場でやられている 地進み、結成25年目にして が進み、結成25年目にして した。職場でやられている 理不尽なこと、不利益につ いて、一人ひとりはあきら めてはいません。 進行している労働法制の 見制緩和に抗する運動を一 して、安倍政権と投営側が などきつけてきた労働組合へ やきれている にありがとうございまし た。 した。職場でやられている して、安倍政権としての して、安倍政権として して、安倍政権として して、安倍政権として して、安倍政権として して、 ならり にまた の した。 電闘したい たい た。 した。 なのはなユニオンでは職場
る。 えの 、 た の 有 効 せ は し た た と 、 た 企 業 の 労 働 者 で は 労 働 者 で は 労 働 者 で は 労 働 者 で は 労 働 者 保 護 の 程 た の 常 数 を 中 小 企 業 と 中 小 企 業 の 学 動 者 保 護 の 程 歴 の 有 効 ・ 無 初 を 他 老 だ が 歩 動 者 保 護 の 程 歴 の 合 広 や い て さ え え も 格 差 が あ る と い つ た こ え え も の 若 た に よ る 労 働 者 保 護 の 程 歴 の 方 の 新 、 て さ え も の 吉 院 前 的 ら 糸 前 の た な 学 の 美 の 参 動 者 に は 、 、 い て つ た こ え る 労 働 者 に は 、 、 、 、 、 て た た 之 業 の 労 働 者 に は 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	C D が 調 査 報告 した Employment Outlookを Employment Outlookを 名介しつついおそらく政府 書と調査内容に応じて20 合が気をつけなければなら たしまったことは、(中略)一つ目 ないことは、(中略)一つ目 るような「所得格差の二極 と労働条件を守ってきたこ とが、OECDの指摘され るしまったことである。非 正規社員の犠牲の上で、組 るような「所得格差の二極

テナリマ



ない。<br />
極端な意見として<br />
【企 てしまった側面は否定でき る一部の人々に口実を与え 「金銭での解雇」を主張す

業の労働者間の利害対立の 働審議会は特定の団体間の や中小企業の労働者の利益 そこに参加しない非正社員 利害調整の場でしかなく、 万が、より深刻である。労 非正社員、大企業と中小企 企業内の正社員と企業外の

労使間の階級対立よりも、

側市場では、<br />
欧米のような 美別に組織された日本の労

氏)<br />
というような偏見まが 済研究センター を行う必要がある 【日本経 をもとに<br />
国会で十分な<br />
審議 基本的な方針を定め、それ 体の観点から解雇ルールの 総理直轄の会議で、社会全 八代尚宏

(中略) 労働者の人間らしい生活を 尽な暴挙を<br />
規制し、<br />
国民と 的にも一部の経営者の理不 るようになってしまった。 これまで、「労働法は歴史

を考える必要がある。企業

に勤めることで「働いて賃

いの発言まで取りざたされ

いく可能性を持っている」 の労働者を代表して対応策 こと、を指摘してきた。(中 裁判官によって変更されて ので、日本だけが特に厳し 歴史によってつくられたも 雇規制は、それぞれの国の 化が強行される素地をもっ 図ってきたため、労働者の を守り労働条件の向上を 合員である正規社員の雇用 と、「日本の労働組合は、 されてきたものである」と 保証する目的をもって制定 略 を容認し、今後解雇規制は 裁判では非正規社員の犠牲 いとは言えないが、日本の ている」こと、「諸外国の解 に分かれ、結果として法制 る労働者と反対する労働者 社員制度に対して、賛成す スによる解雇しやすい限定 まった」こと、「アベノミク 二つの格差を生み出してし 中に『雇用』と『所得』の 正規社員を犠牲にして、組 まず労働組合は、すべて 非

は無視されやすい。むしろ

雇用破壊進める規制改革会議

(5)

テオリア

## No. 13 2013年10月10日号



規制改革 の補完関係に留意しつつ、 べきである。また、ハロー といった考え方を重視する の明確化や均衡処遇の推進 雇用に<br />
影響を与える<br />
ことの のる「常用代替防止(常用 ついては、派遣法の根幹に 例えば、 労働者派遣制度に 見直しを行うべきである。 り方・位置づけの根本的な 争業や労働者派遣制度の在 現するには、<br />
有料職業紹介 を目指した民間人材ビジネ ンョブマッチングの効率化 **第二の柱は、ジョブサーチ** (2) 民間人材ビジネスの 硯点を踏まえつつ、丁寧に こは、諸外国の制度状況、 る雇用終了のあり方につい 様化など労使双方が納得す れた場合における救済の多 整備)、労働時間規制に関す **谷へ、労働時間貯蓄制度の 座性向上の観点からの見**直 寺を進めるとともに、今後、 万を拡大する観点から、 企 である。多様で柔軟な働き 쯱者の連携・協力関係を強 り「派遣労働の濫用防止」 の止)」という考え方に代わ ふき円滑な労働移動」 を実 快討を行う必要がある。 8係各層の 意見など 様々な ムお、<br />
判決で<br />
解雇無効とさ 同の整理統合なども視野に る各種適用除外と裁量労働 り方(金銭補償から休日代 し、時間外労働の補償のあ ソークライフバランスや生 レックスタイム制の見直し 回業務型裁量労働制やフ ノークと民間人材ビジネス くの規制改革である。「失業 へれて検討すべきである。

> 規制改革会議雇用ワーキン ど、取り組みの促進を後押 る。これは、制度設計・予 めに不可欠であり、第一・ で推進すべき重要政策であ 備・強化である。「人が動く」 第三の柱は、就業までのサ 職業教育訓練の整備・強化 を進めていくべきである。 化するなかで、有料職業紹 ししていくべきである。 図り、必要性を強調するな 政府の他の会議体と連携を が、規制改革会議としても 算措置を含む問題ではある 第二の柱とともに三位一体 発揮できるような規制改革 グ・グループ構成員名簿 ことを現実のものとするた ネット・職業教育訓練の整 介事業が最大限その役割を 〈五十音順、敬称略〉 ボートとしてのセイフティ (3) セイフティネット・ (以下略)

委員

浦野 光人 株式会社ニチレ イ代表取締役会長

佐久間総一郎 新日鐵住金株 式会社常務取締役

社長 イー・ウーマン代表取締役 佐 々木かをり株式会社

大学大学院商学研究科教授 (座長) 鶴 光太郎 慶応義塾

新聞論説副主幹 長谷川幸洋 東京新聞・中日

専門委員

部兼法務研究科教授 島田 陽一 早稲田大学 法学

水町勇一郎 東京大学社会科

学研究所教授

№.13 2013年10月10日号

く第三の社会変革として、		だ。雇用分野の報告書をま	定しているが、同報告書は	も労働強化には直結こそす	務」、「特別の雇用管理を要	討を開始し、来年度に具体
0年は明治維新、 終戦に続		連合すら入れていないの		る中、キャリアアップ措置	一時的な業務」、「専門業	備について、今年度から検
科相の下村博文は   202	された。	ない!」というのでなく、	0)	は違法・ 肪法行 為が 横行す	とに 派遣労働を −臨時的・	答 年 で は 雇 用 ル ー ル の 整
家でスポーツを所管する文	行れれ、7月に結果が公表	一連合は失働者の代表では	・正とと	てや不公正な奴遇さらに	入れ「常用代替防止」のた	)
安倍の未友達の極右政治		「真になか」は皆無である。	を派遣失働者へ置き換える	無い。派遣学働者の使い捨	用政策との一貫性も視野に	を、前提としていると言れ
だ」などとはしゃいでいる。	する I T U C の 本 調査 は 各 	規制改革会議には労働者	では事業主の都合で正社員	と具体策は、この答申には	確にしつつ、他の非正規雇	労働の強制、遠隔地配転等
3兆円」「150兆円以上	と答えている。連合も加盟		を開始した。現行の派遣法	派遣労働者の保護の観点	れる。改めて政策目的を明	背後には、正社員の長時間
たマスコミは「経済効果は	査対象者が保護されている	運営の暴挙	労働者派遣法見直しの議論	政策審議会で検討する。」	とには限界があると考えら	こうした構想
ている。五輪翼賛で染まっ	アメリカでさえも76%の調		会・労働力需給制度部会は、	衡待遇の在り方を含め労働	この政策目的を追求するこ	低下にもつながりかねな
ジネスチャンスにわきたっ	半分以下。ちなみに、あの	るとしている。	(労政審)の職業安定分科	措置及び③派遣労働者の均	在、これまで通りの手法で	ブ型という理由で、処遇の
ネスをはじめ日本財界はビ	28%で、全13国平均62%の	政審で結論を得て具体化す	する形で、労働政策審議会	遣労働者のキャリアアップ	全体の4割近くなった現	無くなる。また、限定のジョ
と自画自賛。スポーツビジ	護されていると答えたのは	施計画」では、本年中に労	これを議論のたたき台と	間が異なる現行制度)、②派	また、非正規雇用労働者が	らの使用者側の努力義務が
矢」(フジテレビ、9月8日)	働時間の規制については保	6月の政府「規制改革実	点を打ち出した。	るかどうかによって派遣期	とは必ずしも相容れない。	した社員に対しては、これ
(アベノミクスの)第4の	だったそうである。特に労	上がった。	ば使い続けられるとする観	り方(専門20業務に該当す	ており、派遣労働者の保護	一方、地域や職務を限定
安倍は「オリンピックは	が最も多かったのは日本	られないと強く抗議の声が	廃し、労働者を入れ替えれ	ついては、①派遣期間の在	は正社員の保護を目的とし	力義務がある。
て発言を繰り返していた。	の問いに、マイナスの答え	たたき台とすることは認め	を最長3年とする規制を撤	今後、労働者派遣制度に	根拠である「常用代替防止」	等の、解雇回避へ向けた努
離れている」と、福島切捨	者が法に守られているかと	が原則であり、同報告書を	遣労働者を使用できる期間	に改めるべきである。	「労働者派遣法の規制の	合、使用者は配転先の提案
者は当初、「福島は東京から	る意識調査を行った。労働	期間の定めのない直接雇用	は、企業が一つの業務で派	簡素で分かりやすい仕組み	べる。	務が無くなってしまう場
神話を強調した。招致関係	成人を対象に労働法に関す	委員の連合からは、雇用は	に関する研究会」の報告書	本的に見直し、できる限り	答申は、以下のように述	移転や閉鎖等で、職場や業
されている」と新たな安全	今年4月、G20中13の国の	同部会の会合で労働者側	の労働者派遣制度の在り方	う規制体系、規制手法を抜	(1)派遣の規制緩和	化にある。通常、事業所の
平方キロに完全にブロック	(国際労働組合総連合)は、	している。	労省の専門家研究会「今後	する業務」に限定するとい	●〈人材ビジネス改革〉	合理性、労使協議)の空洞
されている」「港湾内0・3	連)の後進であるITUC	この原則の見直しを打ち出	8月20日に公表された厚			性、解雇回避努力、人選の
水の)状況はコントロール	たICFTU(国際自由労			「ス改革」	「人材ビジネ	理解雇四要件」(解雇の必要
安倍は招致演説で「(汚染	センターの国際組織であっ	告の狙い	在り方研報告			の裁判上の原則である、「整
催を決定した。	旧西側諸国のナショナル			か ・ ・ 。	け出を義務づけている。	は、会社都合で解雇する際
020年夏季五輪の東京開	民する志語	る悪化をもたらす。	のだ。	く必要がある。」としている	協定の締結と労基署への届	現行制度との違いとして
ンピック委員会)総会は2	写作ら気化	の拡大と格差社会のさらな	最後の歯止めを撤廃するも	ら、丁寧に検討を行ってい	を厳格に定めた上で、労使	きる内容である。
レスでのIOC(国際オリ	労動去こ	緩和を行えば、不安定雇用	認されていた。答申はこの	ど様々な視点を踏まえなが	ある。現行制度は対象範囲	現行法制度の下でも対応で
ルゼンチン・ブエノスアイ	公開)。	するといった理由から規制	「常用代替防止」原則が確	度状況、関係各層の意見な	方、過重労働を招く危険が	いる。しかし、この形態は
9月8日(日本時間)、ア	内閣府は拒否した(現在は	る。分かりやすい仕組みに	えられてはならないという	方については、諸外国の制	と受け取られるが、その一	革の第一歩」と位置づけて
	を要求したところ、所管の	えた見直しを行うべきであ	の仕事が派遣労働に置き代	が納得する雇用終了の在り	を担う人には利便性の向上	形態を打ち出し、「正社員改
7	民主党議員が議事録の公開	と公正な処遇確保を柱に据	創設された際には、正社員	救済の多様化など労使双方	裁量労働制は、家族的責任	「ジョブ型正社員」という
ノ招	を禁止されていた。また、	は、派遣労働者の雇用安定	ある。1985年に制度が	無効とされた場合における	く時間を自由に決められる	等を限定す
と 至	1.1	労働者派遣制度について	行法の大前提の立てつけで	だ。答申では「判決で解雇	盛り込まれた。労働者が働	答申では、勤務地域・職
:木 文で	回会合以降は、一切の傍聴	として機能してきた。			して、規制緩和の方向性が	
	しかも、5月14日の第4	易な企業利益の追求の手段	る場合は正社員にする。こ	くて済む制度で、経営者団	要な課題となっている。」と	(1)ジョブ型正社員(限
島	ばかりだ。	れて、人件費削減による安	れている。そして、超過す		時間規制全般の見直しが重	●〈正社員改革〉
計 1		働き方」の美名に覆い隠さ	いう派遣可能期間が定めら		量労働制の整理統合等労働	を打ち出している。
フ こ	長、新日鉄住金常務、イー・	択権が限られる中、「多様な	れ、原則1年・最大3年と	判断されても、一定の金銭	に関する各種適用除外と裁	訓練の整備・強化の三本柱
倍 東	副主幹以外は、ニチレイ会	ある。個々の労働者側の選	一時的業務」に限	裁判の判決で解雇が違法と	、労働時間規	7142
て 15	商学教授)と中日新聞論説	替えられて、現在の状況が	、派遣労働は「	(3)解雇の金銭解決制度	制を始め、時間外労働の補	
2	者の鶴光太郎座長(慶大院	の多様化に制度論議がすり	員雇用が原	が懸念される。	労働制やフレックスタイム	正社員制度改革、〇民間人
е́ Б	の委員の額ぶれは、経済学	ずが、いつしか「雇用形態」	本来、雇用は、期間の定言に知り	14	答申では、「企画業務型裁量	
輛	フーキンググループのの名	多羕とが求められていたよ	正は無い。	<b>外一の見宣しら盛り入まれ、</b> 笑健時間芽帯の「遥用防	(2)労動寺間規制の爰印化をにわるとしている	雇用分野でよ、 円分野でよ、 円行な 労働する 一番の の り 得な 労 し 新 く り 間 な 労 し 新 く う で し お う し 新 く う し 、 う 門 な 労 う 、 う 一 た う う た う う た う う た う う た う う た う う た う う た う う た う う た う た う う た 、 う た こ ろ た う う た こ う た う た う た う た う た う た う た う た う た う た う た う た う た う ち た う た う た う た う た う た う た う た う た う た う た う た う た う た う う ち つ た う た う た う た う た う た こ う つ ち う た う ち う た う た う た う た う た う た う た う た う た う た う た う た う た う た 、 つ た う た う た う た う た う た う た う た う た う た う た う た う た う た う た う た こ う ち う た う う た う う た う た う た う た う た う た う た う た う た う た う う た う う た う た う た う う た う た う た う た う た う う ち う う う う う た う た う う う た う た こ う た こ う た う た う う た う う う ち う た う た う た う た う た う た こ う た こ う た う た う た こ う た う た こ う た う た こ う た こ た う た う た う た う た う た う た こ た う た こ た う た こ た う た こ た う う う う う う う う う う う う う
	こうこ見刊文芸 経験 「産月」	)こう:「力务彡長」)	し、し見文言こつよどる未	見 刊	00, 11 1 1 0 1 1 4 M	「ろ回いったい

24日~8月9日)の東京は開催日程(2020年7月開催されたように、五輪の そので、おからして、 の御旗」が得られて航空資 の御旗」が得られて航空資 の御旗」が得られて航空資 の御旗」が得られて航空資 るだろう。 事が東京中心に行われる つけようとしている。 つけようとしている。 層の酷暑が予想される。だ 期間17日間のうち、12日が ツ行事など行われるべきで 熱中症警戒のためにスポー 指摘されている。東京五輪 23日)。温暖化で7年後は一 る猛暑だった(毎日、9月 が、アメリカでのスポーツ 日本体育協会の熱中症予防 はない時期だ。今夏では同 らに進む。 社会改造のために最大限活 額な放送権料が稼げる時期 指針で運動中止が推奨され と安倍政権の国家主義的な めに取り組む」(9月10日) 〒継が少なく、 もっとも巨 今後、五輪関連の公共工 国土交通省は五輪で国際 1964年大会が10月に

(6)

日本全体を活性化させるた

によって被災地切捨てがさ

権だ。 第一」を掲げているが、実 いる。五輪は「アスリート としてこの期間が選ばれて 選手・観客の健康ではなく、 オリンピックマフィアの利 際に最優先されているのは

とを認めざるをえなくなっ た。 コントロールできてないと 知らないからいえる」(朝 島からは「『完全にブロック 東電の山下和彦フェローが が上がった。9月13日には 日、9月10日)と怒りの声 されている』なんて現場を 安倍のウソに対して、福

要求にもかかわらず、いま 5・6号機廃炉を東電に「要 第一原発を視察した安倍は とこそ問題だ。 の廃炉が決定していないと 請」したが、福島の当然の だに5・6号機、第二原発 9月19日、ようやく福島

福島第一原発の作業員の声 れるのではないか」という 況を無視した工程表が組ま 京五輪ありきで、現場の状 を載せている。 福島第一原発作業員の「東 東京新聞(9月22日)は

輪騒動に紛れて、福島原発 が行われた。 表。ここでも被害者切捨て 電役員ら33人の不起訴を発 告訴団が告訴・告発した東 9月9日、東京地検は五

汚染水対策であり、被災者 処理を前提とした実効ある 準備ではなく、東電の破綻 義イベントや原発再稼働の は、 への補償だ。 日本政府がやるべきこと ウソにまみれた国家主 F

テオリア

No. 13 2013年10月10日号

全 続



(7)

吉者が正当に救済され、新 し、責任を問うことは、被 ているのです。 結果など被害は更に拡大し れないのですか? 日本は 舌の現実を想うと、<br />
悔しい に家族、分断された共同体、 らされ、離ればなれになっ 射能汚染と被曝の脅威にさ 忘を想うと涙が溢れる。 放 Lくなっていった人々の無 すべて<br />
原発事故による<br />
死者 この多くの自死、これらは こ、生業を奪われ絶望の果 相馬市や須賀川市など各地 助できなかった多くの命、 発事故による避難指示で救 波被災地の沿岸部で福島原 の最中次々と力尽きた双葉 の建屋の中で帰らぬ人と 吉され、疲弊と困難のただ じめとする基本的人権が得 等われたまま、<br />
生存権をは る。当たり前の日常生活を れ避難生活を強いられてい 家族や地域共同体が分断さ 人々がふるさとを追われ、 育威を前にして、15万余の 者は、放射能汚染と被曝の しさえ立っていない。被害 したが、今なお収束の見通 にな日本社会と新たなエネ 伝治国家と言えるのでしょ 限りである。 小児甲状腺がんなど健康被 **ふった東京電力社員、避難** 年3月11日、 ムかにある。 )か?汚染水や甲状腺検査 かけがえのないいのち。 ?院の50名の患者さん、津 この事故の原因を明確に 原発震災発災の2011 本件不起訴処 福島第一原発 者の声を無視し、その責務 ことなのです。検察は被害 ぐく 励まし合い、立ち向かって 切にされる新しい価値観を ることなく、被害者が生き 邪悪な試みである。 その生きる道に立ち塞がる がら、各地でもがき、涙を 分は、 します。 察審査会」への申し立てを に、何としても欠かせない ルギー政策の構築のため をする。この国に生きるひ るために、正義を求め、「検 国民の信頼に足る確たる法 らせないという基本姿勢を の心に寄り添い、巨悪を眠 するとともに、私たちは「検 す。検察の判断に強く抗議 を放棄したのだと思いま とりひとりが尊敬され、大 察審査会」に即刻申し立て ならば、不起訴処分を撤回 治国家の番人たろうとする るなら、そして、この国の 被害者の窮状を理解してい るわたしたち福島県民を始 せるように、手を取り合い、 若い人々や子どもたちに残 忘れたのか。 めとする被害者を愚弄し、 ふきながら生き抜こうとす しなければならない。 検察は、傷ついた被害者 福島原発告訴団は、挫け 検察は、福島県民はじめ 疲弊と困難を極めな 福島原発告訴団 **9**月**9**日

№.13 2013年10月10日号

テオリア

							-	シ事件							-	*			報を「特定秘密」に指定。い	④テロ活動防止に関する情 たる	れる安全脅威活動の防止、定	国の利益を図る目的で行わ 後日	長が①防衛、②外交、③外ア	モデルにしたもの。行政のが、	いる米国のスパイ防止法をい。	ン氏が違反容疑に問われてを	秘密保全法制はスノーデでき	る。 長
県警職員の適	職員、都道府	契約業者の役	政機関職員、	秘密を扱う行	また、特定	きになる。	が完全に骨抜	情報公開制度	る。不十分な	ことが可能とな	て隠蔽すると	悪い情報は全	とって都合が	では政府に	秘密保護法	る。	ないことにな	ることもでき	いまま、廃棄され、検証す	たのかすら明らかにされな	定もない。何が秘密であっ	後の公開手続きを定めた規	アメリカのように秘密解除	「何度でも更新可能だ。	。有効期間は上限5年だ	をチェックする仕組みはな	でき、指定が妥当かどうか	長が恣意的に決めることが
密保全法についてパブコメ	労連では記者1人1人が秘	委員長もしているが、新聞	組会議)は「私は新聞労連	(日本マスコミ文化情報労	いさつした日比野敏陽さん	主催団体の一つとしてあ	などが共催した。	聴法に反対する市民連絡会	とする動きに反対した。 盗	国家アメリカに追随しよう	動きを進め、世界一の監視	倍政権の秘密保全法制定の	東京・渋谷で行われた。安	共謀罪とアメリカの影」が	密保全法制と盗聴法拡大・	アメリカ、そして日本―秘	件から見えてきた監視国家	9月17日、「スノーデン事		スノーデン		秘密保全法制に反対し集		対象になる。個人の思想・	条の持ち主でないのか調査	がスノーデン氏のような信	者」となっている。全市民	も本人だけでなく、「関係
て、ニューヨークタイムズ	スノーデン事件に関し	もの。	は報道機関の萎縮を狙った	ストの関係者に対する捜索	ン氏を取材したジャーナリ	存在が分かった。スノーデ	いうネット盗聴の仕組みの	ノーデン事件でプリズムと	ん(毎日新聞記者)は「ス	集会で発言した臺宏士さ	たいからだ」	い。消費税をまけてもらい	ているのに、反対と言わな	聞社が社説では反対と書い	を求めているが、多くの新	法制反対であることの確認	経営側との団交で秘密保全	を出すように呼びかけた。		ノ事件から見えて		に反対し集会		定が阻止されている共謀罪	ことが可能だ。しかも、制	取材は全て処罰対象にする	政府による広報以外の独自	罰対象になるということは

の団体に照会して調査する 関係者に質問、または公私 病気、経済状況などのプラ 性評価のために「本人同意」 否できるはずがなく、対象 イバシー情報を本人、その 「本人同意」といっても拒 「秘密保護法案」 る。 で漏洩したり、「不正」に情 ライバシーは丸裸にされ 良心の自由が侵害され、プ さらに、特定秘密を過失

化する前提として提案され

し、日米の軍事機密を共有

処罰対象となる。

特定秘密の範囲は行政の

安全保障会議を年内に設置 の解釈改憲をめざし、国家

秘密保護法では国会議員も 年であり、厳罰化される。

ことができる。

法制は集団的自衛権行使へ を目指している。秘密保全

員法違反は最高懲役1年、

前提としている。

米軍事一体化へ米国と同様 行使、武器共同開発など日

のスパイ防止法制の制定を

道した。防衛研究所には明 日ゲリラ掃討戦の写真を報

らかにされていない史料が

た日本軍の日中戦争での抗

にち・場所などを検証でき

8月4日の毎日新聞は日

合っただけで処罰されると 秘密漏洩」について話し

した。

とになる。

安倍政権は集団的自衛権

込まれている。共謀罪とい

が、特定秘密漏洩では盛り

制される。

うことは2人以上が「特定

隊がさまざまな運動を調査

マワ派遣で自衛隊情報保全

陸上自衛隊のイラク・サ

止法違反に問われている。 スノーデン氏はスパイ防

自衛隊法違反は最高懲役5

の臨時国会への提出・制定

=秘密保護法案の10月から 安倍政権は秘密保全法制

情報を入手した者を最高で

の 上、

テロ活動との関係、

秘密を漏らしたり、不正に

懲役10年。現行の国家公務

		て ううぎ・シント こうし		
ではなく1千倍返しでこの	000万人アクション」 実	でもかんでも秘密になる。	スノーデン事件に関し	秘
お祭りが始まった。倍返し	まった。「さようなら原発1	れれば行政の長の裁量で何	もの。	聞
一色。全てが隠されていく	9千人(主催者発表)が集	特定秘密保護法が制定さ	は報道機関の萎縮を狙った	連
いま報道はオリンピック	が亀戸中央公園で行われ、	されていない。	ストの関係者に対する捜索	労
とっていない。	ようなら原発大集会in亀戸	れているが、記者側は処罰	ン氏を取材したジャーナリ	h
責任を東電はじめ、誰も	日、再稼働反対!9・14さ	部告発者・取材源は処罰さ	存在が分かった。スノーデ	あ
染水があふれ出している。	9月15日の前日の9月14	報源の医師や自衛官など内	いうネット盗聴の仕組みの	
公約。1日400トンの汚	原発稼働がゼロとなった	太吉記者の事件の後は、情	ノーデン事件でプリズムと	会
はない。総理の言葉は国際	į	日本では毎日新聞の西山	ん(毎日新聞記者)は「ス	盗
私たちはここに集まる必要	再種	した。	集会で発言した臺宏士さ	う
本当にできているのなら、		国メディアは上等兵を批判	たいからだ」	視
ロールしている』と言った。		兵は禁固35年の判決で、米	い。消費税をまけてもらい	の
る』『全てをアンダーコント		渡した米軍のマニング上等	ているのに、反対と言わな	安
は完全にブロックされてい		ウィキリークスに情報を	聞社が社説では反対と書い	が
総会で安倍総理は『放射能		tc.	を求めているが、多くの新	•
落合恵子さんは「IOC	・1 原纾	ナルはオバマ政権を支持し	法制反対であることの確認	秘
れた。		ウォールストリートジャー	経営側との団交で秘密保全	家
現地からのスピーチが行わ	、集	はオバマ政権を批判し、	を出すように呼びかけた。	事
集会では、福島や再稼働	会			
		きた監視国家	>事件から見えてきた監視	シ
ステムには最初から脆弱性	惧している。			
ントロールされ、暗号化シ	題からも秘密保全法制を危		に反対し集会	制
ように暗号化国際基準はコ	は「長年やってきた原発問			
NSAだけが盗聴できる	海渡雄一さん(弁護士)		定が阻止されている共謀罪	•
信を収集。	$\sim$		ことが可能だ。しかも、制	査
年2億5千万件のネット通	のようになってはならな	いる。	取材は全て処罰対象にする	信
ンポスト報道でNSAは毎	取材をしないできた。米国	で早期成立させようとして	政府による広報以外の独自	民
違法盗聴だった。ワシント	は86年間、自国軍への従軍	打ち切った。秋の臨時国会	罰対象になるということは	係
米国民同士の5万6千件は	うとしている。日本の記者	トの期間をわずか2週間で	る。共謀・教唆・煽動が処	象
件以上の情報を収集・保存。	きだが、実際は同じになろ	に対するパブリックコメン	煽動」することは処罰され	拒
2年に30日ごとに410億	大国とは異なるものにすべ	の声にもかかわらず、法案	うに「未遂・共謀・教唆・	
保障局 (NSA) は201	日本の秘密保護は軍事超	に安倍政権は、多くの疑問	報を得たり、情報を出すよ	る
ン報道によると、国家安全	たくさん眠っている。	両院での多数確保を背景	で漏洩したり、「不正」に情	私
				,

っよ	一百。全てが急されていたいま報道はオリンピック
を	0
わ	任を東電
ま	出してい
で	$\overset{\circ}{1}$
年	V V
	私たちはここに集まる必要
私	本当にできているのなら、
抜	
る	る』『全てをアンダーコント
尽	にブロックされて
は	総理は『放
島	落合恵子さんは「IO
U	
	からのスピーチが行
う	集会では、福島や再稼働
る	ステムには最初から脆弱性
懲	ントロールされ、暗号化シ
年	際基準
務	が盗聴で
	信を収集。
活	年2億5千万件のネット通
る	ンポスト報道でNSAは毎
る	違法盗聴だった。ワシント
可	()
	件以上の情報を収集・保存。
も	2年に30日ごとに410億
を	はっ
15	ン報道によると、国家安全
の	ことができる。ガーディア
津	ル内容も読
	ては
被	ラリズムは
死	が盗聴に協力していた。盗
出	ど米国の主要IT企業全て
津	スカイプ、ユーチューブな
す	ーグル、フェイスブ
を	マイクロソフト、ヤフー、

権力に都合が悪い情報を隠蔽する

秘密保全法制

を視察したが、放射能に関 いうやく気が -間、無関心 今年4月に福島県浪江町 仕込まれていた。 る情報が隠された結果、 いたこと を支えた。 報告している。この情報 害だ。 活動することができず、 生きてし いてみせるという思いが 。泥水をすすっても生き 終わらせない。この理不 特定秘密には何でも入 回答で地震津波は最大 亡した。情報秘匿による 波被害にあった人々の救 震災前40数 にいつか必ず片をつけ を離れる時にこのままで た長谷川克己さんは「福 福島から静岡に自主避難 のは首を覚悟だったが、 役10年。 これまで暴露す 員法違反で最高で懲役1 動家も対象になる。 欠。秘密保全法案が定め 政府・東電は隠し続けた。 波対策に関する文科省へ これまでの罰則は国家公 ・7メートルという予測 再稼働はもちろん反対 へ権保障に情報公開は不 秘密保全法ができれば ジャーナリスト、市民 昨年3月7日、東電は

> とになる。 刑務所に行く覚悟がいると

の場で福島第一原発汚染水 れることになる。 部告発を呼びかけたら、警 と煽動罪がある。私が集会 の情報を明らかにせよと内 察に煽動罪で現行犯逮捕さ しかも、法案には共謀罪

秘密保全法は武器の共同開 事実さえ、秘密とされた。 東南海地震は地震があった 旅行で見聞したことを外国 イとされた。戦時中の昭和 へ教師に話しただけでスパ 戦前の軍機保護法では、

集会、公明党への働きかけ 発と輸出が目的」 会婦人部、青年部と一緒の れた。海渡さんは臨時国会 摘。可能なところは創価学 へ向けて公明党が重要と指 をしてほしいと提案した。 続いて、質疑応答が行わ

共存できない は、放射能と へ間は決して を汚されて、 わが子の未来 6った自分が

取材活動がストレートに規一行委員会が主催した。

国に落とし前をつけさせよ

という事実。

とができなければ死んでも る未来があることを学ん そ、開いていくことができ だ。この国の未来を開くこ 死にきれない」 自らが立ち上がってこ

働反対を訴えた。 集会後、デモを行い、再稼

